

令和 3 年度

第 4 回 定 期 監 査 報 告 書

(監査実施期間：令和 3 年 10 月 22 日～令和 4 年 2 月 8 日)

南 相 馬 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の期間	2
7	監査の実施場所及び実施日	2
8	監査の結果	2

指摘事項

なし

指導事項

- 1 . 総合病院経営管理課・事務課 3
(1) 預り金 (共済組合掛金、源泉所得税など) の取扱いに一考を要するもの

検討事項等

なし

南相馬市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和4年2月9日

南相馬市監査委員 小澤政光

南相馬市監査委員 鈴木昌一

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	秘書課、税務課
復興企画部	危機管理課
総合病院	事務課、経営管理課、小高診療所
小学校	原町第一小学校、原町第二小学校、原町第三小学校、 高平小学校、大甕小学校、太田小学校、石神第一小学校、 石神第二小学校

3 監査の範囲

令和3年4月から令和3年9月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和3年10月22日～令和4年2月8日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和3年11月16日(火)	秘書課	監査委員事務局
	税務課	
	危機管理課	
令和3年11月17日(水)	総合病院	総合病院
	小高診療所	小高診療所
	原町第一小学校	原町第一小学校
	原町第二小学校	原町第二小学校
令和3年11月18日(木)	原町第三小学校	原町第三小学校
	石神第一小学校	石神第一小学校
	高平小学校	高平小学校
令和3年11月19日(金)	太田小学校	太田小学校
	大甕小学校	大甕小学校
	石神第二小学校	石神第二小学校

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行にあってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

指 摘 事 項

なし

指 導 事 項

1 . 総合病院経営管理課・事務課

預り金（共済組合掛金、源泉所得税など）の処理に一考を要するもの

令和3年度会計処理において預り金に係る過年度損益修正益17,023,204円が生じたとの説明がありました。

その根拠は、平成23年12月の賞与支払い時に職員給与等から控除した共済組合掛金（預り金）を支出する際、誤って医業費用（給与費）から支出したこと、また、平成24年8月～10月に職員の給与等から源泉徴収した源泉所得税（預り金）を翌月税務署へ納付したものの、過少納付し、預り金として残っていたものです。

その他にも、健康保険料、厚生年金、市県民税特別徴収金等があり、過年度損益修正益として処理したものです。

しかしながら、当該過年度損益修正益については、支出科目誤りのほか、預り金に係る支出未済、立替払等によるものと認められるので、法令に従って当該預り金に係る債権債務（立替払に係る未収金、未払い預り金の時効など）について再度精査の上、処理を行う必要があります。

今後は、内部統制機能を発揮し、支出科目及び金額等を突合し、預り金に係る適正な処理をしてください。

検 討 事 項

なし

監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

指摘事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの

指導事項...是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの

検討事項等（意見）...特別に検討等を必要とするもの